

# 1. 水道使用料・受水分担金

## (1) 水道使用料

適用期間		平成9年7月1日～			
口径別 \ 事項		基本水量	基本料金	超過料金(1m3につき)	
普通栓	口径40mm未満 の給水装置	0 ~ 8m3	630円	9 ~ 20 m3	131円
				21 ~ 30 m3	165円
				31 ~ 40 m3	204円
				41 ~ 50 m3	233円
				51 ~ 100 m3	252円
				101 m3以上	262円
	口径40mm以上 の給水装置	0 ~ 30m3	口径 40mm 6,499円	31 ~ 40 m3	204円
			50mm 7,566円	41 ~ 50 m3	233円
			75mm 8,051円	51 ~ 100 m3	252円
			100mm 8,536円	101 m3以上	262円
150mm以上10,961円					
特殊栓	浴場給水装置	0 ~ 100m3	5,820円	101 m3以上	48円
	共用給水装置	0 ~ 8m3	388円	9 m3以上	58円
	臨時給水装置	0 ~ 1m3	679円	2 m3以上	679円
	特殊給水装置	0 ~ 30,000m3	6,790,000円	30,001 m3以上	262円

注・消費税及び地方消費税相当額抜き

## (2) 受水分担金

(単位:円)

議決年月日	平成9年3月28日
口径別 \ 適用期間	平成9年7月1日～
13ミリメートル	135,000
20ミリメートル	174,000
25ミリメートル	349,000
40ミリメートル	1,261,000
50ミリメートル	2,522,000
75ミリメートル	5,044,000
100ミリメートル	10,088,000
150ミリメートル	25,220,000
200ミリメートル	50,440,000
250ミリメートル	100,880,000

は管理者または、市長が分担金徴収規程により別に定める額

注・消費税及び地方消費税相当額抜き